

# 裁 決 書

審査請求人 住所

氏名

処 分 庁 名古屋市緑区社会福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成 30 年 12 月 17 日に提起した処分庁による平成 30 年 11 月 22 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 62 条第 3 項に基づく保護廃止決定処分（以下「原処分」という。）にかかる審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

## 事案の概要

- 請求人は、平成 30 年 3 月 5 日、その妻及び長女の 3 人世帯として処分庁に対して生活保護の申請を行った。
- 同月 6 日、処分職員は請求人宅を訪問し、請求人が自動車を所有していること及び当該自動車を処分する意向であることを確認した。処分庁職員は請求人に対し、自動車の保有の可否については保護開始決定後に通知する旨説明した。
- 同月 14 日、処分庁は請求人に対し、同月 5 日を開始日とする保護開始決定を行った。
- 同月 15 日、請求人は処分庁に対し、自身の精神障害（2 級）などを理由として、自動車の所有及び使用を認めるよう文書で申し入れた。
- 同年 6 月 19 日、処分庁は請求人にかかる通院用自動車の保有の可否についてケース診断会議を行い、保有を認めず、処分を指導する方針を決定した。
- 同月 22 日、処分庁は請求人に対し、自動車の使用・保有を認めないこと、自動車の処分を指示すること及び処分した際の収入が法第 63 条による返還対象となることを通知（以下「留保通知」という。）した。
- 同月 25 日、処分庁職員は来所した請求人に対し留保通知の説明を行った。請求人は、自動車使用を否認する理由を尋ねた。処分庁職員は否認の理由について、請求人の服用する薬による傾眠傾向など自動車の運転に不適切な状態となるためであると回答した。処分庁は、当該回答に納得しない請求人に対して自動車の使用禁

止及び処分にかかる法第 27 条による口答指導を行った。

- 8 同年 7 月 23 日、処分庁職員は来所した請求人に対して自動車の処分状況を確認した。請求人は通院に必要であるため処分できない旨回答した。処分庁は請求人に對し、再度、自動車の使用禁止及び処分にかかる法第 27 条による口答指導を行った。
- 9 同年 7 月 31 日、処分庁職員は来所した請求人に対し、三度、自動車の使用禁止及び処分にかかる法第 27 条による口頭指導を行った。
- 10 同年 8 月 21 日、処分庁はケース診断会議を行い、上記 7 及び 8 による口頭指導について、効果が認められないため、文書による指導を行う方針を決定した。
- 11 同年 9 月 12 日、処分庁は請求人に対し、原則として自動車を使用しないことを内容とする指示書（以下「本件指示書 1」という。）及び自動車を同月 19 日までに売却することを内容とする指示書（以下「本件指示書 2」という。）を手交した。
- 12 同月 20 日、請求人は弁護士を伴って処分庁を訪れ、「本件自動車を保有する理由書」など書面数点を提出した。請求人は自動車について処分していないし処分するつもりもないこと、今後も通院用として使用すること等を処分庁職員に伝えた。
- 13 同月 26 日、処分庁は「本件自動車を保有する理由書」等の提出を受けて、本件指示書 1 及び本件指示書 2 の継続についてケース診断会議を行った。処分庁は、傾眠傾向のある薬の服用により請求人が自動車の運転を継続することは交通事故を起こす具体的な可能性があると判断し、本件指示書 1 及び 2 の内容について維持すること及び内容を詳細に説明する指示書を別途交付し、本件指示書 1 を廃止する方針を決定した。
- 14 同年 11 月 2 日、処分庁職員は請求人宅を訪問し、請求人に対し、本件指示書 1 及び 2 について、「本件自動車を保有する理由書」等を受け再考したが、いずれの指示内容も妥当であると判断したと説明した。  
また、処分庁は請求人に対し、請求人に処方されている薬に傾眠傾向があるなど正常な運転ができないおそれがあるとして、自動車の使用を禁止する新たな指示書（以下「本件指示書 3」という。）を手交した。
- 15 同月 9 日、処分庁職員は請求人に架電し、請求人が自動車を処分する意向がないことを聴取した。  
同日、処分庁はケース診断会議を行い、請求人に本件指示書 2 及び 3 に従う意向がないため、本件指示書 2 及び 3 のそれぞれについて法第 62 条第 4 項による弁明の機会を付与する方針を決定し、請求人あて郵送により通知した。
- 16 同月 16 日、請求人は処分庁に対し、弁明書を提出した。弁明書において請求人は、傾眠傾向のある薬は服用していないこと、通院のほか同月 10 日から勤務している会社への通勤にも自動車が必要であること、処分庁の指示内容等が矛盾していること等を主張した。
- 17 同月 21 日、処分庁は、請求人が本件指示書 2 及び 3 に従わないことの正当な理

由があるか否かについてケース診断会議を行い、正当な理由がないことを確認した。また、処分庁は保護の停止では本件指示書2及び3の目的が達成できないとして請求人世帯について保護を廃止する方針を決定した。

- 18 同月22日、処分庁は請求人対し、弁明書に対する回答について説明し、同日付で保護を廃止する予定であることを伝え、理由を「法第27条の指示に従わないため法第62条第3項により」として原処分を行い、通知した。
- 19 同年12月17日、請求人は、原処分を不服として、愛知県知事に対して審査請求を行った。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

請求人は審査請求書において、原処分の取り消しを求める理由として、要旨、次のとおり述べている。

- (1) 請求人は処分庁より口頭で、処方されている医薬品の副作用により安全な運転に支障が出るため、自動車の保有が認められないとされたが、書面による指導指示を受け、処方されている医薬品については運転に支障がないものに切り替える等の対策を施し、医師や薬剤師からも運転に支障がないことの確認をとっている。
- (2) 請求人が指導指示に抵触することのないように対処したにもかかわらず、処分庁はその状況を的確かつ詳細に調査することなく、原処分を一方的に行つたものであり、廃止を前提とした指導指示は違法で無効なものである。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は弁明書において、審査請求の棄却を求める理由として、要旨、次のとおり述べている。

- (1) 障害者の通院用自動車の保有については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第3の12)において「自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。」とされている。自動車の運転等について禁止若しくは注意を要する医薬品が処方されているにもかかわらず、請求人が自動車を使用することは課長通知の上記内容に該当するとは到底認められず、また、健康の保持及び増進に努めなければならないとする被保護者の生活上の義務に反し、法の目的である被保護者の自立の助長を阻害するものであることから、請求人が自動車を運転しようすることを否認するとの判断について、違法又は不当な点はない。
- (2) 請求人が健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠り、資産の活用を怠っているとして、本件指示書1及び2を交付したことによる違法又は不当な

点はない。

- (3) 本件指示書1及び2に係る手続きについては、関係法令等の規定に基づき、適正に行ったもので違法又は不当な点はない。
- (4) 本件指示書3に係る手続きについても、関係法令等に規定に基づき、適正に行つたもので違法又は不当な点はない。
- (5) 弁明の機会の付与について、関係法令等の規定に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はない。
- (6) 弁明の内容について、正常な運転ができないおそれがある状態となる可能性があるにもかかわらず、自動車を使用することは、交通の安全が損なわれる可能性があり、このことは自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であるとは認められず、健康の保持及び増進に努めなければならないとする被保護者の生活上の義務に反し、法の目的である被保護者の自立の助長に適うものではないと判断し、本件指示書2及び3に従わないことに対する正当な理由とならないものと判断したことに違法又は不当な点はない。
- (7) 本件指示書2及び3にかかる不履行は軽微なものとは認めがたい上、請求人に履行する意向がないことも認められ、保護の停止では指示に従わせることは著しく困難であると判断したことにより、指示義務違反の場合は保護の廃止を行うこととしており、本件指示書2及び3が、保護の廃止を前提とした不当な指示であるとは言えず、法第27条第3項に違反するものではない。
- (8) 以上のとおり、原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 理 由

##### 1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第27条第1項は「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とし、同条第2項において「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」と定めている。
- (2) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が（略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示したときは、これに従わなければならない。」とし、同条第3項において「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。
- (3) 過労運転等の禁止について、道路交通法（昭和35年法律第105号）第66条は、「何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはなら

ない。」と規定している。

- (4) 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）は、第 14 条において「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と規定している。

## 2 原処分の適法性について

### (1) 原処分について

原処分は、処分庁が請求人に対し、自動車の使用や保有を認めないとして、法第 27 条に基づく指示を行い、請求人がこれに従わなかったことにより法第 62 条第 3 項に基づき請求人世帯の保護を廃止したものと認められる。

### (2) 原処分の適法性について

#### ア 原処分の前提となる指導指示について

原処分の前提となる指導指示は、自動車の処分を求める本件指示書 2 及び自動車の使用を認めないとする本件指示書 3 であると考えられる。

#### イ 指導指示の妥当性について

本件指示書 2 及び 3 は、いずれも請求人が傾眠傾向のある薬を処方されていることを主な理由に、自動車の使用や保有を認めないとしているものと認められる。

ところで、上記 1 (3) のとおり、薬物の影響等により正常な運転ができないおそれがある場合については、道路交通法により運転が禁止されているのであるから、生活保護制度上特別な必要性がない場合には、重ねて法第 27 条第 1 項による指示を行う必要はない。本件について生活保護制度上特別の必要性は認められないことから、本件指示書 2 及び 3 は法第 27 条第 2 項に定める「必要な最少限度」を超えた違法なものと認められる。

#### ウ 決定通知書における理由付記について

処分庁は、指示書や弁明の機会についてはそれぞれに文書を作成しておきながら、原処分の決定通知書の理由には本件指示書 2 あるいは 3 の具体的にどの指示に違反したことによるものかを明記していない。このことは本件審査請求において請求人と処分庁の意見の錯綜を招く一因となっており、行政手続法第 14 条が求める理由の付記の条件を満たしていない。

## 3 結論

以上のとおり、原処分は違法な指導指示に基づくほか、形式的にも違法であるため、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。）第 46 条第 1 項の規定により主文のとおり裁決する。

令和元年 12月 12日

愛知県知事 大村秀章